

[物件名] ピカデリーサーカス7ラック

[所在地] 愛媛県松山市萱町6丁目35

2026.1.5現在

号室	駐車場	現況	間取り	面積(㎡)	賃料	管理費	駐車料	合計	敷金	クリーニング費
201		空室	1LDK	33.88	¥49,000			¥0		
202	契約中	契約中	1LDK	33.88	¥55,500			¥55,500		¥33,000
203		空室	1LDK	33.88	¥50,000			¥0		
205	契約中	契約中	2DK	33.88	¥32,000		¥10,185	¥42,185	¥96,000	
301		契約中	1LDK	36.36	¥47,000	¥4,000		¥51,000		
302		契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000		¥50,000		¥33,000
303		契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000	¥5,500	¥55,500		¥33,000
305		契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000		¥50,000		
401		契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000		¥50,000		¥33,000
402		契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000		¥50,000		
403	契約中	契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000	¥5,500	¥55,500		¥33,000
405		契約中	2DK	33.88	¥35,000			¥35,000	¥105,000	
501		契約中	2DK	33.88	¥28,000	¥4,000		¥32,000		¥32,400
502		契約中	1LDK	33.88	¥44,000	¥4,000		¥48,000		¥33,000
503		契約中	1LDK	33.88	¥46,000	¥4,000		¥50,000		¥33,000
505	契約中	契約中	1LDK	33.88	¥45,000	¥4,000	¥5,500	¥54,500		¥33,000
601		契約中	1DK	27.27	¥36,000	¥4,000		¥40,000		¥33,000
602		契約中	1DK	27.27	¥36,000	¥4,000		¥40,000		¥33,000
603	契約中	契約中	1DK	27.27	¥36,000	¥4,000	¥5,500	¥45,500		¥33,000
605		契約中	1DK	27.27	¥37,000	¥4,000		¥41,000		¥33,000
	空1区画						¥5,500	¥0		

駐車場空き1区画：¥5,500

現況 月収入 ¥845,685  
年収入 ¥10,148,220

満室想定 月収入 ¥950,185  
年収入 ¥11,402,220

支出 現管理会社委託料：約55,000円/月、24hサポート：4,400円/月、CATV：19,800円/月、  
共用部光熱費：約20,000円/月、消防点検：約44,000円/年



2024/04/16 20:01 現在の情報です。

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成6年5月26日	不動産番号	5000000055740
所在図番号	余白			
所在	松山市萱町六丁目 35番地			余白
家屋番号	35番			余白
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅・車庫	鉄骨造陸屋根6階建	1階	124:90	昭和60年2月4日新築
		2階	158:04	
		3階	158:04	
		4階	158:04	
		5階	158:04	
		6階	84:46	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年5月26日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和60年2月13日 第4766号	所有者 松山市衣山二丁目7番36号 三和工務店有限会社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年5月26日
2	所有権移転	平成27年6月22日 第18461号	原因 平成27年6月22日売買 所有者 松山市天山三丁目7番38号 株式会社海援隊
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成28年3月29日 第8984号	原因 平成27年11月30日本店移転 本店 松山市南江戸五丁目4番29号
3	所有権移転	平成28年6月1日 第15738号	原因 平成28年6月1日売買 所有者 香川県三豊市三野町大見甲2927番地1 岡田康孝

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和60年2月15日 第5100号	原因 昭和60年2月12日設定 極度額 金3億8,350万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸越取引 手形割引取引 手形債権 小切手債権 債務者 温泉郡川内町大字南方582番地 黒田明 根抵当権者 松山市湊町八丁目120番地1 温泉青果農業協同組合 共同担保 目録(1)第1073号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成11年9月8日 第33472号	原因 平成11年4月1日合併 根抵当権者 松山市千舟町八丁目128番地1 えひめ中央農業協同組合
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年5月26日
2	1番根抵当権抹消	平成27年5月14日 第14123号	原因 平成27年5月12日解除
3	根抵当権設定	平成27年8月28日 第25579号	原因 平成27年8月28日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 松山市天山三丁目7番38号 株式会社海援隊 根抵当権者 広島市中区紙屋町一丁目3番8号 株式会社広島銀行 (取扱店 松山支店) 共同担保 目録(2)第6419号

付記1号	3番根抵当権変更	平成28年3月29日 第8985号	原因 平成27年11月30日本店移転 債務者 松山市南江戸五丁目4番29号 株式会社海援隊
4	3番根抵当権抹消	平成28年5月25日 第14732号	原因 平成28年4月22日解除
5	抵当権設定	平成28年6月1日 第15739号	原因 平成28年6月1日付け金銭消費貸借の 平成28年6月1日設定 債権額 金1億円 利息 年4・500%の割合(年12分の1の 月利計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田 康 孝 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(め)第1561号
6	抵当権設定	平成28年6月1日 第15740号	原因 平成28年6月1日付け金銭消費貸借の 平成28年6月1日設定 債権額 金1,200万円 利息 年4・500%の割合(年12分の1の 月利計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田 康 孝 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(め)第1562号
7	抵当権設定	平成28年6月1日 第15741号	原因 平成28年6月1日付け金銭消費貸借の 平成28年6月1日設定 債権額 金1,600万円 利息 年4・500%の割合(年12分の1の 月利計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田 康 孝 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(め)第1563号

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2024/04/16 20:01 現在の情報です。

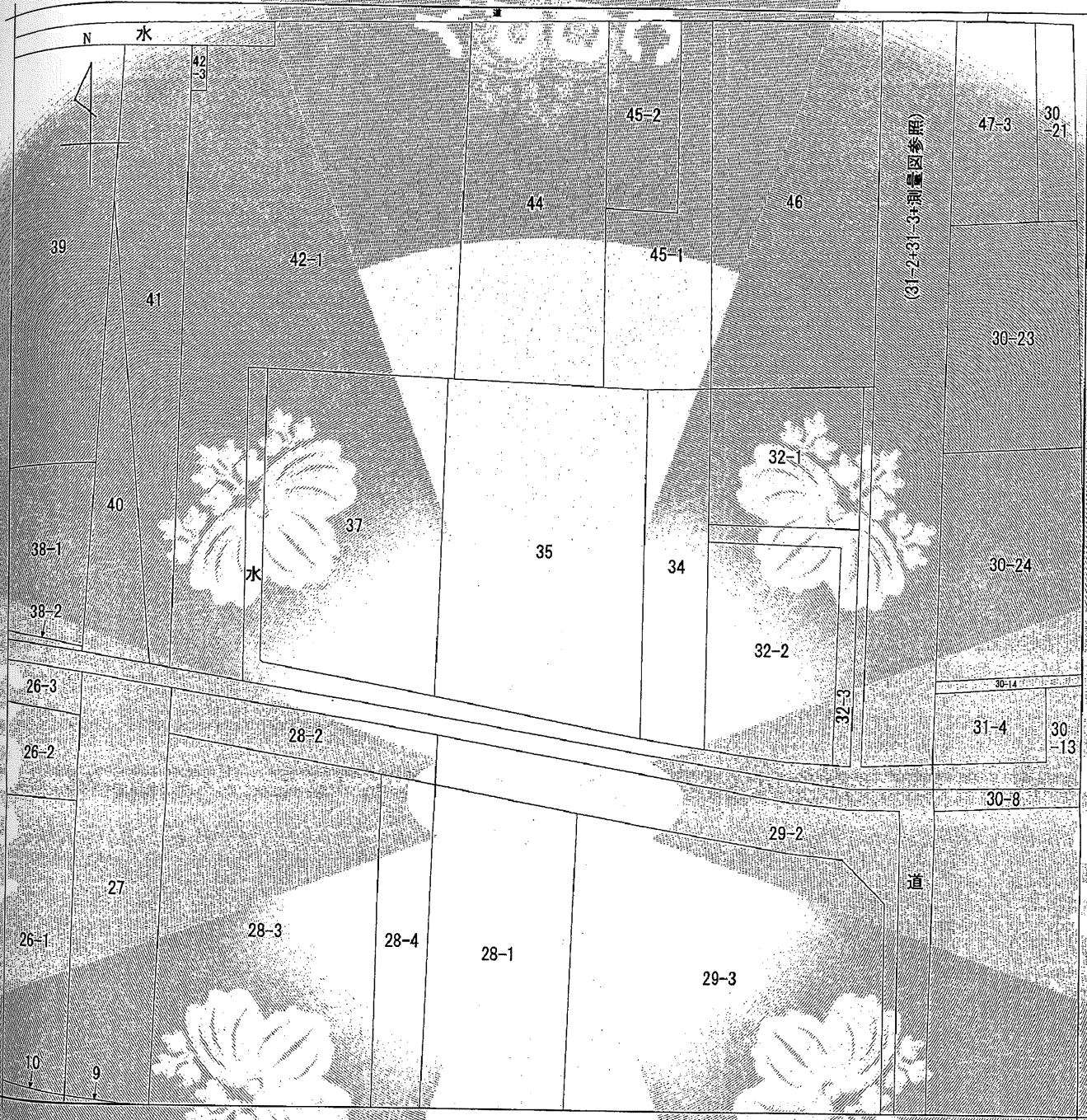
表題部 (土地の表示)		調製	平成6年5月26日	不動産番号	5000000049908
地図番号	2574	筆界特定	余白		
所在	松山市萱町六丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
35番	宅地	46:28		余白	
余白	余白	218:18		③36番を合筆 〔昭和59年6月20日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日	
余白	余白	余白	:		
余白	余白	余白	:		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和59年6月19日 第23078号	所有者 松山市衣山二丁目7番36号 三和工務店有限会社 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日
2	所有権移転	平成27年6月22日 第18461号	原因 平成27年6月22日売買 所有者 松山市天山三丁目7番38号 株式会社海援隊
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成28年3月29日 第8984号	原因 平成27年11月30日本店移転 本店 松山市南江戸五丁目4番29号
3	所有権移転	平成28年6月1日 第15738号	原因 平成28年6月1日売買 所有者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田康孝

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和59年6月29日 第24481号	原因 昭和59年6月18日設定 極度額 金3億8,350万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸 越取引 手形債権 小切手債権 債務者 温泉郡川内町大字南方582番地 黒田明 根抵当権者 松山市湊町八丁目120番地1 温泉青果農業協同組合 共同担保 目録①第1073号 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権更正	昭和60年2月15日 第5099号	原因 錯誤 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸 越取引 手形割引取引 手形債権 小切手債 権 順位3番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権移転	平成11年9月8日 第33472号	原因 平成11年4月1日合併 根抵当権者 松山市千舟町八丁目128番地1 えひめ中央農業協同組合
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日
2	1番根抵当権抹消	平成27年5月14日 第14123号	原因 平成27年5月12日解除
3	根抵当権設定	平成27年8月28日 第25579号	原因 平成27年8月28日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 松山市天山三丁目7番38号 株式会社海援隊 根抵当権者 広島市中区紙屋町一丁目3番8号 株式会社広島銀行 (取扱店 松山支店)

			共同担保 目録 <sup>(注)</sup> 第6419号
付記1号	<u>3番根抵当権変更</u>	平成28年3月29日 第8985号	原因 平成27年11月30日本店移転 債務者 松山市南江戸五丁目4番29号 株式会社海援隊
4	3番根抵当権抹消	平成28年5月25日 第14732号	原因 平成28年4月22日解除
5	抵当権設定	平成28年6月1日 第15739号	原因 平成28年6月1日付け金銭消費貸借の 平成28年6月1日設定 債権額 金1億円 利息 年4・500%の割合(年12分の1の 月利計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田康孝 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録 <sup>(注)</sup> 第1561号
6	抵当権設定	平成28年6月1日 第15740号	原因 平成28年6月1日付け金銭消費貸借の 平成28年6月1日設定 債権額 金1,200万円 利息 年4・500%の割合(年12分の1の 月利計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田康孝 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録 <sup>(注)</sup> 第1562号
7	抵当権設定	平成28年6月1日 第15741号	原因 平成28年6月1日付け金銭消費貸借の 平成28年6月1日設定 債権額 金1,600万円 利息 年4・500%の割合(年12分の1の 月利計算) 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 香川県三豊市三野町大見甲2927番 地1 岡田康孝 抵当権者 静岡県沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録 <sup>(注)</sup> 第1563号

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



所在	松山市菅町六丁目		地番	35番	
縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類
					旧土地台帳附属地区
成日		備付年月日(原図)		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成28年5月27日  
松山地方方法務局

登記官

木下正彦



令和 6 年度 固定資産課税台帳記載事項証明書

納税義務者

住所 香川県三豊市三野町大見甲 2 9 2 7 番地 1

氏名 岡田 康孝

区分	土地・家屋の所在地 (分離/外筆)	登記			課税			登記 課税	地積・家屋床面積(m <sup>2</sup> )	決定価格 (円) (評価額)	特例課税標準額 (円) 課税標準額(円)	相当税額(円)
		地目/家屋番号	種類	種類	地目/構造	屋根	階層					
土地	萱町6丁目35	宅地			宅地				218.18 218.18	¥15,905,322	¥2,650,887 ¥2,650,887	¥37,112
家屋	萱町6丁目35	35	共同住	鉄骨造	陸屋根				841.52 841.52	¥15,594,003	¥15,594,003	¥218,316
		鉄骨造	陸屋根	6階	共同住宅	地上	6階					
					以下余白							

(注) この証明書は不動産登記法による所有権を証明するものではありません。  
相当税額は、課税標準額に税率(1.4%)を乗じたものに、  
軽減税額等を差し引いた額を表示しています。

登記事項の 構造 鉄骨鉄筋=鉄骨鉄筋コンクリート造  
コンク=コンクリートブロック造  
屋根 ルーフ=ルーフィング葺 の略です。

証明書番号  
納税課11001695号

固定資産税額		差引年税額
(1) 年税額	(2) 新築住宅軽減額等	(1) - (2)
円	円	円

本書のとおり当該年度の1月1日現在、松山市固定資産課税台帳(固定資産補充課税台帳)に登録されている価格であることを証明します。

令和 6 年 4 月 3 0 日

愛媛県松山市長

野志 克仁



免税点

松山市に同一人が所有する土地・家屋のそれぞれの課税標準額の合計が  
土地----- 30万円未満の場合は課税されません。  
家屋----- 20万円未満の場合は課税されません。

※この証明書は、青色の複写防止用紙に黒色の電子公印を使用しています。